

平成 19 年 4 月 17 日

各位

会社名 株式会社タカトミー
代表者名 代表取締役社長 富山幹太郎
(コード番号 7867 東証第一部)
問合せ先 常務取締役
管理統括本部長 三浦俊樹
T E L 03-5654-1280

当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 19 年 6 月 26 日開催の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）にて株主の皆様のご承認が得られることを条件に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社が発行する株式の大規模買付行為等（その内容については下記 5(1)ご参照。以下同じとします）に関する具体的な対応方針（以下、「本対応方針」といいます）を導入することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条に規定される「当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」）

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう。」、「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる。」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。お蔭様でお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」、「トミカ」、「リカちゃん」、「チョコQ」など多数の商品が世代間を越えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれています。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のために

こどもたちの『夢』の実現のために

わたしたちの『夢』の実現のために

株主の『夢』の実現のために

パートナーの『夢』の実現のために

社会の『夢』の実現のために

わたしたちは新しい遊びの価値を創造します。」

「すべての『夢』の実現のため」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものであると考えています。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、全てのステークホルダーの方の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社の株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社及び当社グループの企業価値に及ぼす影響、更には、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素に鑑みて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。

2 基本方針の実現に資する取り組み

(1) 「中長期経営戦略」による企業価値の向上の取り組み

当社グループは、「おもちゃルネッサンス」という中期ビジョンを掲げ、持続的な成長と収益力の向上を実現するため、以下の中長期的経営戦略を推進してまいります。

①コンテンツ創造・育成力の強化

おもちゃ発コンテンツの創造・再強化に加え、有力パートナーとのコラボレーション等を通じ映像、モバイル等幅広い分野でのコンテンツ創造・発信を行ってまいります。

②玩具周辺事業の拡大

玩具周辺事業の更なる拡大を図り、当社グループの総合力を最大限発揮しつつコンテンツを拡大・育成・回収する強固なビジネスモデルを構築してまいります。

③中核玩具事業の収益構造の変革

企画・開発・生産・物流・販売の全てのバリューチェーンでの徹底した収益構造改革を推進し、コア事業の更なる収益力強化・安定化を目指します。

④グローバル市場への挑戦

世界最大市場である北米での日本発優良コンテンツ導入と“ベストパートナー戦略”、欧州市場でのインファント・プリスクール強化策、アジア市場でのシェア拡大等、地域特性を生かした海外事業成長戦略を展開してまいります。

(2) 「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値向上への取り組み

当社では、ステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営の効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、内部統制環境の整備、リスク管理並びにコンプライアンス体制の強化等、コーポレートガバナンスの充実に向け取り組んでおります。

当社では、「取締役会」をグループ全体の方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役 9 名のうち 2 名は社外取締役とし、監査役 5 名のうち 4 名は社外監査役として、意思決定の透明性を図るとともに、「執行役員制度」を導入し経営の迅速性・効率化を図っております。当社及び当社グループの業務運営管理を円滑かつ効率的に行うため、「常務会」（社長以下常勤役付取締役及び常勤監査役で構成）を原則週 1 回開催し、経営全般の執行に関する意思決定を機動的に行っております。また、代表取締役の諮問機関として「アドバイザリー・コミッティー」（メンバーとして、社長以下、社外取締役、監査役が中心となり議題に応じて適宜必要な構成員を選択）を創設し、業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。また、当社では、原則毎月 1 回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監督並びに監査に必要な重要事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は定例重要会議や不定期の会議等に出席し、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けています。内部監査については、代表取締役社長直轄の「内部監査室」（社員 4 名で構成）が、各部門の業務遂行状況並びにコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。監査役、会計監査人、内部監査部は、監査上の重要課題について意見・情報交換をし、互いに連携して当社及び当社グループの内部統制状況を監視しております。

3 本対応方針導入の目的

一般に、上場する株式会社においては、その株主が保有する株式を売買することは各株主の意思に基づき行われるものであり、この理は、支配権の移転を伴う買収提案についてもあてはまるものであるため、かかる買収提案に応じるか否かの判断も最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきであると考えております。しかし、大規模な買付行為の対象となる会社の取締役会の意向を無視して行われる、いわゆる敵対的買収の中には、その

目的等から見て、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、企業価値を毀損し、株主の共同利益に反するおそれのあるものも少なくありません。そこで、当社といたしましては、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主の皆様共同の利益に反する買付行為を防ぐための一定のルールが必要であると考え、本対応方針を導入することといたしました。本対応方針は、上記 1 記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの 1 つとして導入するものです。

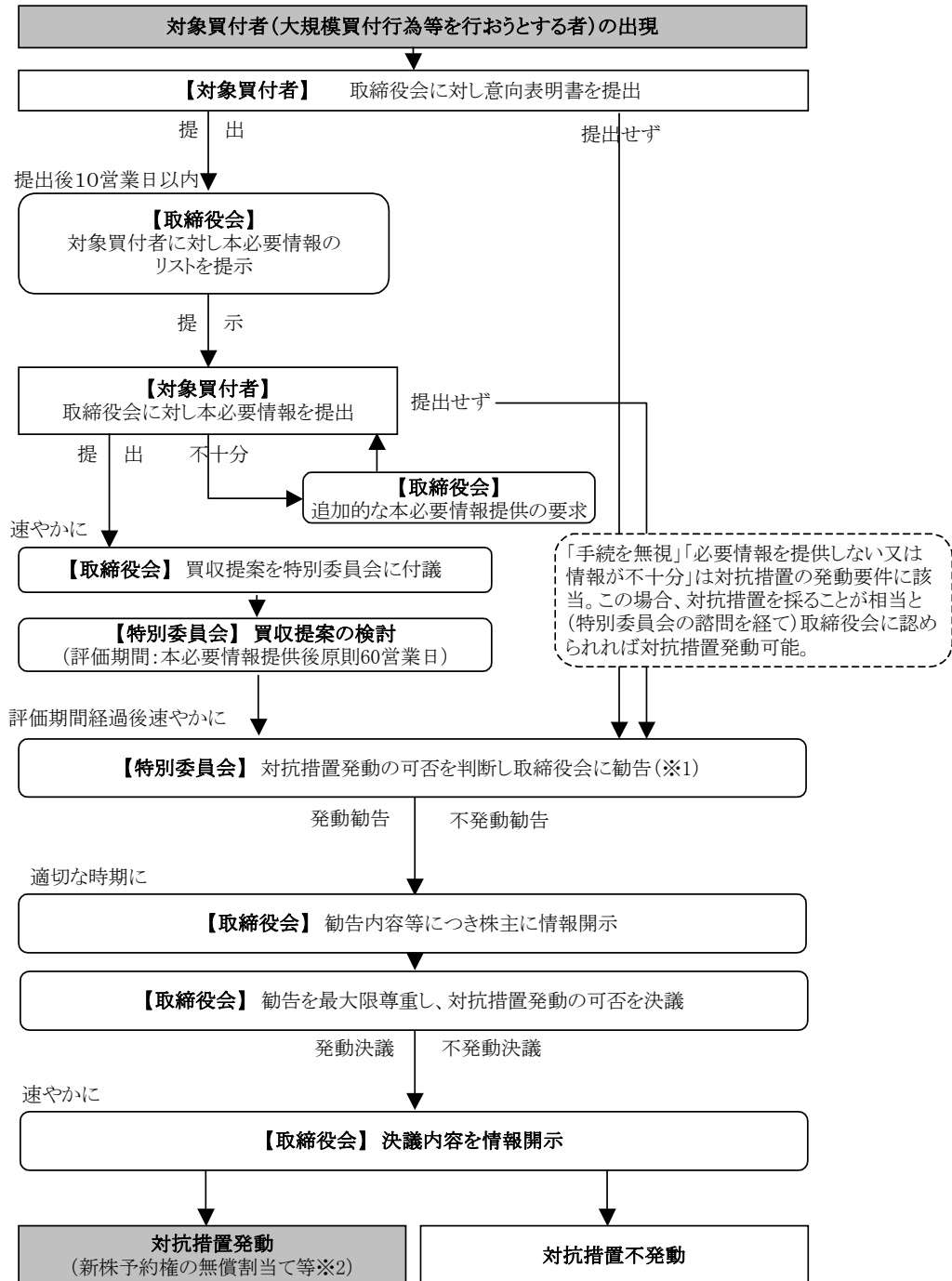
なお、現時点において、当社株券等（その内容については下記 5(1)ご参照）について、第三者からの大規模買付行為等の具体的提案を受けている事実はありません。

また、平成 18 年 9 月 30 日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙 1）のとおりです。

4 本対応方針の概要

本対応方針の詳細は以下に記載するとおりですが、手順のおおまかな流れは次頁のフローチャートのとおりです。

手続きの流れ
対象買付者の出現～対抗措置発動



※1 特別委員会は、本必要情報提供後原則60営業日以内に取締役会に一定の情報提供の要求ができる。

※2 割当期日における最終の株主に対し1株につき1個を割り当てる。

行使期間は効力発生日から取締役会が定める期間(1～3か月)。

なお、本フローチャートは本プランの概略をフローチャートで示したものであり、当社の企業価値を著しく毀損する買収に対抗措置など、法令上取締役会が元来有している権限が行使される可能性はあります。

(1) 特別委員会の設置

本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の実施又は不実施等の判断に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するため、当社の常設機関として、別に定める特別委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置します。特別委員会の委員は、3 名以上とし、当社社外取締役及び社外監査役の中から選ばれた者がこれに就任いたします（特別委員の候補者については、別紙 2 に記載のとおりです）。

(2) 手続の概要

本対応方針は、本対応方針の適用の対象となる大規模買付行為等を行おうとする者（以下、「対象買付者」といいます）が、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供しなければならないこと、提供された情報等に基づき特別委員会の諮問を経て、対抗措置の発動又は不発動等に関する勧告がなされること、当該勧告が当社取締役会により開示されるまでの間、対象買付者は大規模買付行為等に着手することができないこと、対象買付者が本対応方針に定める手続を遵守しない場合、又は、本対応方針に定める手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為等が当社の企業価値若しくは株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると当社取締役会が判断した場合には一定の対抗措置の発動を決議すること等をその内容としております。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動する旨の判断をする場合には、その決議に基づき、新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第 277 条以下）の方法によって、一定の日における全ての株主の皆様に対して割り当て（当該新株予約権の内容については下記 7 ご参照）、又は、その他法令若しくは当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うこととします。

(4) 本対応方針の導入手続

本対応方針の導入については、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会において以下の事項につき株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

ア 会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、別紙 3 記載のとおり、当社定款第 18 条に

「当会社は、当会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、当会社の 20%以上の株式等を取得する行為として株主総会決議において定めるものを行った者及びその関係者等による行使に制約が付された新株予約権の無償割当てを取締役会決議により行うことができるものとし、これらの者に対する対応方針につき予め株主総会において承認決議を行うことができる。当該承認決議には、一定の附帯条件を付することができる。」との規定を新設することを含めた定款変更議案を本定時株主総会に付議する予定です。また、当社は、本対応方針導入のため、上記の定款変更に加え、別紙 3 の要領により発行可能株式総数の変更に関する定款変更議案も付議する予定です。

イ アによる変更後の当社定款第 18 条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、一定の附帯条件のもと本対応方針の採用に関する普通決議によるご承認をお願いすることとしております。具体的には、本対応方針の導入に関する定款変更が特別決議によるご承認を受けることで、当社取締役会が本対応方針を採用することにつき、当社株主総会が、必要に応じて一定の附帯条件を付した承認決議を行う法的権限を有することになります。そして、かかる定款変更が可決されることを条件として、本対応方針承認にかかる議案を株主総会に付議しておりますので、本対応方針による対抗措置を採るに際して取締役会が従うべき附帯条件について、株主の皆様の意思が反映されることとなります。

5 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為等

本対応方針の適用の対象となる「大規模買付行為等」は、以下のとおりです。なお、TPG Richmond I, L.P.（ジェネラルパートナー：TPG Richmond GenPer I, Ltd.）及び TPG Richmond II, L.P.（ジェネラルパートナー：TPG Richmond GenPer II, Ltd.）の両者あわせて当社株式について 20%以上の株券等保有割合になる旨の大量保有報告書が平成 19 年 3 月 30 日に提出されておりますが、今後当社株式について買増しを行う等によって以下のア又はイに該当することとならない限りは、これらの者による当社株式の保有は大規模買付行為等には該当しないものとします。

ア 当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします）について、保有者（証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします）及びその共同保有者（証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします）の株券等保有割合（証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する「株券等保有割合」をいいます）

す) が 20%以上となる買付けその他これに類似する行為又はその提案(以下、「買付け等」といいます)。

イ 当社が発行者である株券等について、公開買付け(証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する「公開買付け」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします)後の株券等所有割合(証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付者(証券取引法第 27 条の 3 第 2 項)の特別関係者(証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」をいいます)の株券等所有割合との合計とします。以下別段の定めがない限り同じとします)が 20%以上となる当社の株券等の公開買付け。

(2) 対象買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、対象買付者に対し、当社取締役会が特に提出が不要と認めた場合を除き、大規模買付行為等の着手に先立ち、当社取締役会に対して、対象買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます)の概要(具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等を含みます)、及び、大規模買付行為等の目的、方法及び内容(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する方法の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度等を含みます)、並びに、大規模買付行為等を行うに際し本対応方針に定める手続を遵守する旨の表明保証文言、補償文言その他の誓約文言等を記載した当社所定の意向表明書を提出していただきます。その上で、対象買付者に対し、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報(以下、「本必要情報」といいます)を、当社取締役会に対し提出していただきます。本必要情報の内容につきましては、対象買付者より開示された対象買付者及びそのグループの概要並びに大規模買付行為等の目的、方法及び内容によって異なり得ますので、当社取締役会は、対象買付者による上記意向表明書の提出後 10 営業日(行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいうものとします。以下同じとします)以内に、本必要情報のリストを策定し、対象買付者に対し提示することとします。

当社取締役会は、対象買付者から意向表明書を受領した場合、速やかに当該意向表明書の内容その他の事項について、株主の皆様に対して情報開示を行います。

なお、本必要情報の内容は、概ね以下の項目からなるものとします。

ア 対象買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます)の詳細(具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、事業内容(当社の事業と同種の事業についての経験、業績等に関する情報を含みます)、経歴、沿革、企業統治(ガバナンス)システム、社会的責任(CSR)への取組状況、資本構成、財務内容等)

- イ 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する方法の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実行の確実性の程度等を含みます）
- ウ 大規模買付行為等の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容及びその算定根拠等を含みます）
- エ 大規模買付行為等の資金の裏付け（大規模買付行為等の資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます）
- オ 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- カ 大規模買付行為等の後における当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- キ 大規模買付行為等の後における当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策
- ク その他取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、対象買付者から提供された情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると認めた場合には、合理的な期限を定めた上で、対象買付者に対し追加的に情報提供を求めます。この場合、対象買付者においては、当該期限までに、要求された本必要情報を追加的に提供していただきます。

(3) 当社取締役会に対する情報提供の要求

対象買付者から意向表明書及び本必要情報の提供がなされた場合、特別委員会は、当社取締役会に対しても、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他特別委員会が必要と認める情報をその作成のために合理的に必要と特別委員会が認める期間内（原則として当該本必要情報の提供時から起算して 60 営業日を上限とします）に提供するよう要求することがあります。

(4) 特別委員会による検討・評価等

当社取締役会は本必要情報の全てが記載された大規模買付行為等に関する書面による提案（以下、「買収提案」といいます）を受領した場合、上記(3)にいう情報提供の要求を特別委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案を速やかに特別委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、速やかに、当該付議の事実を、株主の皆様に対して情報開示を行います。特別委員会は、当該買収提案を検討し、当社取締役会が買収提案を受領した時から起算して、原則として最長

60 営業日（但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は、特別委員会の決議により延長することもできるものとします。当社取締役会は、かかる延長がなされた場合には、速やかに、当該延長の理由及びその期間について、株主の皆様に対して情報開示を行います。以下、当該期間を「本評価期間」といいます）以内に、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動する（対抗措置の具体的内容については下記 7 ご参照）か否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。特別委員会の判断が、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に資するようになされることを確保するため、特別委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとします。

なお、当社及び当社グループの事業が多岐にわたること、海外事業の占める割合が大きいこと、株主の皆様を含む利害関係者の状況、法改正の状況などに照らして、買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響について検討する期間につきましては「営業日」ベースで算定することとしております。

また、当社取締役会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容を改善させるために、必要と認めるときは、対象買付者と協議・交渉等を行うものとし、特別委員会はかかる協議・交渉等の経緯及び結果も踏まえて上記検討を行うものとします。

(5) 特別委員会による勧告

特別委員会は、本評価期間（特別委員会の決議により延長された場合は、その延長された期間も含みます）の経過後、速やかに、以下の基準に従って、対抗措置（対抗措置の具体的内容については下記 7 ご参照）を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告をします。対象買付者は、当該特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置を行うか否かに関する決議を行うまでの間、大規模買付行為等に着手することができないこととします。

ア 特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案を検討の結果、買収提案が下記 6 に定める(ア)ないし(ウ)のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と判断した場合は、本評価期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。

イ 特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案を検討した結果、大規模買付行為等が下記 6 に定める(ア)ないし(ウ)のいずれにも該当しないと判断した場合、又は、これに該当しても対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、本評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、当該勧告後においても、判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識され、その結果下記 6 に定める(ア)ないし(ウ)に定める要件のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、対抗措置の発動を含む勧告を改めて行うことを妨げないものとします。

ウ 対抗措置の発動の中止等の勧告

特別委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した場合その他大規模買付行為等がなされなかった場合、又は、判断の前提となった事実関係に変動が生じ若しくは当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識され、下記 6 に定める(ア)ないし(ウ)に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、若しくはこれに該当しても対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告するものとします。

(6) 情報の開示

当社取締役会は、特別委員会による勧告を受けた場合、当該勧告の内容及びその判断の理由の概要、並びに、取締役会又は特別委員会が開示することが適切であると判断した事項について、取締役会又は特別委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を採るか否かの決議を速やかに行うものとします。当該取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

6 対抗措置の発動要件

当社は対象買付者による大規模買付行為等が下記のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められる場合、上記 5(7)に記載される当社取締役会の決議により、下記 7 に定める本新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行います。なお、下記要件に該当し本新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をすることが相当か否かの判断にあたっては必ず特別委員会の判断を経ることになります。

- (7) 対象買付者が、本対応方針に定める手続を遵守せず大規模買付行為等に着手した場合
- (4) 対象買付者から、本必要情報が提供されず、また提供された場合であってもこれが不十分である場合
- (ウ) 買収提案の内容が、以下の要件のいずれかに該当する場合
 - (a) 次に掲げる、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断される場合
 - ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
 - ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を対象買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
 - ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を対象買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
 - ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
 - (b) 二段階買収（最初の買付で全株式の買付け等を勧誘することなく二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）など、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け等であると判断される場合
 - (c) 買収提案の条件（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する方法の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度、大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他

の当社に係る利害関係者の処遇方針、当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策等を含みます）が、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に照らし不十分又は不適當であると合理的に判断される場合

- (d) 遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために、「健全な子供文化の育成」という使命を実践するための永年に亘る努力により構築された当社のコーポレートブランド「タカラトミー」の価値及び当社の企業価値の更なる増大を実現するために必要不可欠な、当社及び当社グループの有形無形の経営資源、従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者との人的ネットワーク等を破壊し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損ねる重大なおそれがあると合理的に判断される場合

7 対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容

当社取締役会は、特別委員会から対抗措置の発動いかに関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の決議により、以下に定める内容の新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の無償割当て（会社法第 277 条以下）その他法令又は当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うか否かを判断いたします。

なお、本新株予約権の詳細については、別紙 4 をご参照下さい。

8 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、平成 19 年 3 月期（2006 年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成 22 年 3 月期（2009 年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。但し、当該定時株主総会の終結時に買収提案を行っている者又は当社の支配株式（株券等保有割合が 20%以上となる数量の株券等をいいます）の取得を企図する者であって取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。

9 本対応方針の廃止及び変更

本対応方針の導入後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆様のご意向に沿ってこれを廃止させることが可能です。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、本対応方針導入に関する当社株主総会の決議の趣旨に反しない限度で、特別委員会の承認を得た上、本対応方針を見直し、又は変更する場合があります。

10 本対応方針の合理性

当社では、本対応方針の設計に際して以下の点を十分考慮し、上記 1 の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の適合性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。

(2) 株主意思の反映（導入決議とサンセット条項）

本対応方針は、上記 3「本対応方針導入の目的」及び上記 4(4)「本対応方針の導入手続」に記載のとおり、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効し、その有効期間は、上記 8「本対応方針の有効期間」に記載したとおり、平成 22 年 3 月期（2009 年度）に関する定時株主総会の終結の時までの 3 年間としております。また、本対応方針の導入と併せて、当社取締役の任期を 1 年に短縮することとしておりますので、たとえ本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、上記 9「本対応方針の廃止及び変更」にて記載したとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能とされており、株主の皆様のご意向が最大限反映されることとなっております。

(3) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 9「本対応方針の廃止及び変更」にて記載したとおり、本対応方針は、いつでも当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、本対応方針の導入と併せて当社取締役の任期を 1 年に短縮することとしており、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防

衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(4) 独立性の高い者による判断の重視

本対応方針の導入にあたっては、当社取締役による恣意的判断を排除し、本対応方針が株主の皆様のために、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の維持・向上に資する目的のもと適正に運用されるために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役及び社外監査役によって構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定することとします。

また、特別委員会は、その客観的かつ公正な判断を担保するため、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができる事とされております。

このように、特別委員会は、当社取締役会が恣意的に本対応方針の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に適時適切に情報開示をするものであり、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に資するべく本対応方針の透明性の高い運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 客観的要件の設定

本対応方針は、上記 6「対抗措置の発動要件」及び 7「対抗措置（新株予約権無償割当て）の内容」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されているものであります。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本対応方針は、上記 5(4)「特別委員会による検討・評価等」にて記載したとおり、対象買付者が出現すると、特別委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

11 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)ウに定める本新株予約権の行使手続を経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)ウの手続を経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応方針に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、又は本新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。その場合には、1 株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1 株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を蒙る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主及び投資家の皆様に必要となる手続

ア 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換の手続を行っ

ていただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です）。

イ 本新株予約権の割当ての手続

割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となり、申込みの手続は不要です。

ウ 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び、株主の皆様ご自身が別紙 4Ⅱ(4)（本新株予約権の行使条件）アの①ないし⑥に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、発行される株式 1 株当たり金 1 円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個当たり原則として 1 株（但し、本新株予約権無償割当て決議で別段の定めをする場合はその株式数）の当社普通株式が発行されます。

エ 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、かかる本新株予約権を保有する新株予約権者にその旨通知し又はこれに代えてその旨の公告を行った上で、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権を取得します。

当社が、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様に交付する手続を取ったときは、対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。なお、この場合、対象となる株主の皆様には、別途ご自身が別紙 4Ⅱ(4)アの①ないし⑥に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証条項、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使方法、当社による取得の方法等の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

大株主の状況

(平成 18 年 9 月 30 日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式 数 (千株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
(株)インデックス・ホールディングス	東京都世田谷区太子堂 4-1-1	18,257	18.96
有限会社ティーツーファンド	東京都千代田平河町 2-5-7	10,557	10.96
富山 幹太郎	東京都葛飾区	4,898	5.08
有限会社トミーインシュアランス	東京都葛飾区立石 7-9-10	4,520	4.69
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	2,643	2.74
富山 章江	東京都葛飾区	2,483	2.57
(株)ティーエイケイ	東京都港区赤坂 2-17-52 タウンハウス赤坂 301	1,541	1.60
東京中小企業投資育成(株)	東京都渋谷区渋谷 3-29-22	1,520	1.57
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド (常任代理人 モルガン・スタンレー証券(株))	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF LONDON E14 4QA U.K. (東京都渋谷区恵比寿 4-20-3)	1,186	1.23
(株)タカラアミューズメント	東京都北区東田端 1-7-3	1,068	1.10
計	—	48,677	50.55

- (注) 1. 当社は自己株式 2,700 千株(所有株式数割合 2.8%)を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。なお、株主名簿上は当社名義になっておりますが、実質的に所有していない株式が 712 株あります。
2. (株)タカラアミューズメントが所有している株式については、会社法施行規則第 67 条の規定により議決権の行使が制限されております。

3. ㈱インデックス・ホールディングスは、同社が保有する当社の普通株式は 13, 858 千株になった旨の大量保有報告書を平成 19 年 4 月 3 日に提出しております。
4. 有限会社ティーツーファンドが保有していた当社の普通株式 10,557 千株及び㈱タカラアミューズメントが保有していた当社の普通株式 1, 068 千株については、TPG Richmond I, L.P. に対して譲渡されており、TPG Richmond I, L.P. (ジェネラルパートナー：TPG Richmond GenPer I, Ltd.) 及び TPG Richmond II, L.P. (ジェネラルパートナー：TPG Richmond GenPer II, Ltd.) による当社株式についての大量保有報告書が平成 19 年 3 月 30 日に提出されております。

特別委員会委員の候補者及びその略歴

本対応方針導入当初の特別委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

渡辺泰行（わたなべ やすゆき）

昭和6年4月8日生まれ

当社社外取締役

（略歴）

昭和57年6月	株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）取締役
昭和60年6月	同行常務取締役
昭和63年6月	同行専務取締役
平成4年5月	同行取締役副頭取
平成9年4月	同行顧問
平成12年6月	当社社外取締役（現任）

※ 渡辺泰行氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。
同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

梅田常和（うめだ つねかず）

昭和 20 年 8 月 22 日生まれ

公認会計士梅田会計事務所所長

株式会社エイチ・アイ・エス社外監査役

株式会社ハーバー研究所社外監査役

当社社外監査役

（略歴）

昭和 49 年 3 月	公認会計士登録
昭和 62 年 9 月	アーサーアンダーセンパートナー及び英和監査法人（現あずさ監査法人）代表社員
平成 7 年 4 月	公認会計士梅田会計事務所創設
平成 11 年 1 月	株式会社エイチ・アイ・エス社外監査役（現任）
平成 12 年 6 月	株式会社ハーバー研究所社外監査役（現任）
平成 12 年 6 月	当社社外監査役（現任）

※ 梅田常和氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。
同氏と当社の上に特別な利害関係はありません。

野上 順 (のがみ じゅん)

昭和 32 年 11 月 26 日生まれ

市島・野上会計事務所

当社社外監査役

(略歴)

昭和 60 年 10 月	野上精税理士事務所入所
平成 3 年 6 月	税理士登録、野上順税理士事務所開設（現市島・野上会計事務所） （現任）
平成 11 年 10 月	株式会社ドリームズ・カム・トゥルー社外監査役
平成 15 年 6 月	株式会社タカラ（現株式会社タカラトミー）社外監査役
平成 18 年 3 月	当社社外監査役（現任）
平成 18 年 6 月	イー・レヴォリューション株式会社社外監査役（現任）

※ 野上順氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。

同氏と当社の上に特別な利害関係はありません。

水戸重之（みと しげゆき）

昭和 32 年 5 月 9 日生まれ

TMI 総合法律事務所パートナー弁護士

当社社外監査役

（略歴）

平成元年 4 月	第一東京弁護士会弁護士登録
平成 2 年 10 月	TMI 総合法律事務所入所
平成 11 年 4 月	同事務所パートナー弁護士(現任)
平成 14 年 6 月	株式会社タカラ（現株式会社タカラトミー）社外監査役
平成 18 年 3 月	当社社外監査役（現任）

※ 水戸重之氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。
同氏と当社の上に特別な利害関係はありません。

吉成外史（よしなり とし）

昭和 25 年 2 月 19 日生まれ

あかつき総合法律事務所所長

株式会社ユージン社外監査役

当社社外監査役

（略歴）

昭和 63 年 4 月	東京弁護士会弁護士登録
昭和 63 年 4 月	山本栄則法律事務所入所
平成 3 年 4 月	吉成・城内法律事務所（現あかつき総合法律事務所）開設
平成 4 年 6 月	当社社外監査役（現任）
平成 16 年 6 月	株式会社ユージン社外監査役（現任）

※ 吉成外史氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される当社社外監査役です。
同氏と当社間に特別な利害関係はありません。

定款変更案

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億6,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億8,400万株</u> とする。
第7条～第17条 (省略)	第7条～第17条 (現行どおり)
(新設)	(企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための対応方針) <u>第18条 当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、当社の20%以上の株式等を取得する行為として株主総会決議において定めるものを行なった者及びその関係者等による行使に制約が付された新株予約権の無償割当てを取締役会決議により行うことができるものとし、これらの者に対する対応方針につき予め株主総会において承認決議を行うことができる。当該承認決議には、一定の附帯条件を付することができる。</u>
第 <u>18</u> 条～第 <u>21</u> 条 (省略)	第 <u>19</u> 条～第 <u>22</u> 条 (現行どおり)
(取締役の任期) 第 <u>22</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。	(取締役の任期) 第 <u>23</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 (現行どおり)
第 <u>23</u> 条～第 <u>42</u> 条 (省略)	第 <u>24</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

(注) 平成 19 年 6 月開催予定の定時株主総会において、他の定款変更議案があった場合には、条数については、今後変更される可能性があります。

本新株予約権の概要

I 本新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 本新株予約権の内容および数

下記Ⅱ記載の事項を含む内容の本新株予約権の無償割当て決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において、当社取締役会が定める一定の期日（以下、「割当期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数の新株予約権を割り当てます。

(2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株に対し本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

Ⅱ 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます）は原則として 1 株とし、本新株予約権無償割当て決議により発行可能株式総数の範囲内で定めます。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その当社株式 1 株あたりの価額は金 1 円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額とします。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日（但し、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合は当該日）を初日とし、1 か月間から 3 か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。但し、下記(7)の規定に基づき、当社による本新株予約権の取得がなされる場合は、当社取得に係る本新株予約権については当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(4) 本新株予約権の行使条件

ア ① 特定大量保有者、② ①の共同保有者、③ 特定大量買付者、④ ③の特別関係者、若しくは、⑤ 上記①ないし④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、⑥ 上記①ないし⑤に該当する者の関連者は、本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は、次のとおり定義されます。

(7) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者（証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合（証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。

(4) 「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）。

(ウ) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「買付け等」をいいます）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合（証券取引法 27 条の 2 第 8 項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付者（証券取引法第 27 条の 3 第 2 項）の特別関係者（証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」をいいます）の株券等所有割合との合計とします。以下別段の定めがない限り同じとします）が 20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。

(エ) 「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関

係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。

- (㉒) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又は、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定される「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいいます）をいいます。

イ 上記アにかかわらず、下記(㉑)ないし(㉔)のいずれかに該当する者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

- (㉑) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する「子会社」をいいます）
- (㉒) 当社を支配する意図がなく上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより、上記ア①の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (㉓) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得し、その結果再度特定大量保有者に該当することとなった場合を除きます）
- (㉔) その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（但し、上記ア①ないし⑥に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反しないと認めることができる場合に限り、当社取締役会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反しないことを確保するために一定の条件を付することができるものとします）

ウ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」といいます）が本新株予約権を行使するに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む）の充足、又は(iii)その双方（以下、これらを総称して「準拠法行使手続・条件」といいます）が必要とされる場合（当社が準拠法行使手続・条件を

履行又は充足することを要する場合を含みます) には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されていると当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができるものとします。なお、当社が準拠法行使手続・条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する本新株予約権者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれらを履行又は充足する義務を負わないものとします。また、当該管轄地域に所在する本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在するものは、本新株予約権を行使することができません。

エ 本新株予約権者が上記の規定に従い本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定するものとします。

(6) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(7) 本新株予約権の取得条項

ア 当社は、当社取締役会が定める日（以下、「取得日」といいます）が到来することをもって、取得日の前日までに未行使の本新株予約権（但し、上記(4)の規定により本新株予約権を行使することができない者の有する本新株予約権を除きます）の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。

また、取得日の経過後に上記(4)の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が未行使の本新株予約権を有すると当社取締役会が認める場合には、取得日より後の当社取締役会が定める日（以下、「再取得日」といいます）が到来することをもって、当該新株予約権者の有する本新株予約権のうち再取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も

同様とします。

イ 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(8) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないこととします。

(9) その他の事項

上記に定めるほか本新株予約権発行に関し法令上必要とされる事項については、本新株予約権無償割当て決議において定めます。

(10) 法令の改正等による修正

上記各項で引用する法令の規定は、平成 19 年 4 月 17 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃により上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該法令の新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、又は修正するものとします。